

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会 役員等の報酬及び旅費規程

平成7年3月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会定款第25条に基づき役員等の報酬及び旅費に関しては、この規程の定めるところによる。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 法人の役員等の報酬は、勤務実態に即して別表のとおりとする。

2 吉岡町の特別職の職員及び一般職の職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第4条 法人の役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出張旅費の交通費については、「事務局職員旅費規程」を準用する。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。  
この規程は、平成12年4月1日から施行する。  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年1月1日から施行する。  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

理事・会長	月額	50,000円
理事	日額	2,500円
監事	日額	2,500円

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会 評議員の報酬及び旅費規程

平成29年6月16日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会定款第10条に基づき評議員の報酬及び旅費に関しては、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 法人の評議員の報酬は、勤務実態に即して別表のとおりとする。  
2 吉岡町の特別職の職員及び一般職の職員が前条に定める評議員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第3条 法人の評議員の旅費は、次のとおり支給する。  
(1) 会議等出張旅費の交通費については、「事務局職員旅費規程」を準用する。  
(2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

評議員	日額	2,000円
-----	----	--------